

ノルウェー

特許規則

2007年12月14日勅令により改訂

2015年1月1日改正，施行

目次

第1章 国内特許出願

第1条 方式要件

第2条 出願の内容

第2a条 連絡用の住所

第3条 出願日

第4条 基礎書類

第5条 言語要件

第6条 特許クレーム

第7条 複数の特許クレーム

第8条 単一性

第9条 説明書

第10条 図面

第11条 要約書

第12条 生物学的材料の寄託等

第2章 優先権

第13条 出願の優先権

第14条 出願の優先権の要件

第15条 複数の発明から成る出願の優先権

第16条 優先権書類と基礎書類の関係

第17条 パリ条約加盟国又はWTO協定加盟国でない国においてなされた出願

第3章 代理に関する規定

第18条 (廃止)

第19条 (廃止)

第4章 出願の補正

第20条 特許クレームの補正

第21条 説明書及び図面の補正

第5章 出願の分割及び分離

第22条 出願の分割

第23条 分割出願

第24条 出願からの分離

第6章 事案の書類を閲覧する権利。生物学的材料の試料の分譲

第25条 書類を閲覧する権利

第26条 生物学的材料の試料分譲

第7章 出願手続

第27条 分類

第27a条 事案処理言語

第28条 新規性調査

第29条 国際調査機関による新規性調査

第30条 他の調査機関の見解書

第30a条 優先的な処理

第31条 公告の陳述

第32条 模型，見本等

第33条 特許付与の延期

第33a条 英語で作成された出願書類における特許クレームの翻訳文

第34条 特許明細書

第35条 異論

第8章 異議申立，行政上の特許限定及び行政審理

第36条 異議申立の様式及び内容

第37条 異議の通知

第38条 継続する異議申立手続の通知

第39条 異議申立手続の結果の通知

第40条 行政上の特許限定の請求

第41条 行政審理

第42条 新たな特許明細書

第9章 特許登録簿等

第43条 特許登録簿

第44条 補充的保護証明書に登録

第45条 欧州出願及び特許の登録

第10章 公告

第46条 公衆の利用に供される情報の公告

第47条 特許付与の公告

第48条 提起された異議申立の公告

第49条 異議申立手続における最終決定の公告

第50条 行政上の特許限定の公告

第51条 行政審理請求の公告

第52条 行政審理手続における決定の公告

- 第 53 条 補充的保護証明書の公告
- 第 54 条 補充的保護証明書についての変更された有効期間の公告
- 第 55 条 欧州出願及び欧州特許等の公告
- 第 56 条 期限の不遵守にも拘らずなされた権利回復の決定の公告
- 第 57 条 他の公告

第 11 章 欧州特許

- 第 58 条 欧州出願の提出
- 第 59 条 欧州出願及び欧州特許の翻訳文
- 第 60 条 特許法第 66j 条による翻訳文の訂正
- 第 61 条 国内出願への転換の請求
- 第 62 条 転換された欧州出願のノルウェー工業所有権庁への転送
- 第 63 条 転換された欧州出願の基礎書類
- 第 64 条 転換された欧州出願の要約書
- 第 64a 条 連絡用の住所

第 12 章 国際特許出願

- 第 65 条 受理官庁としてのノルウェー工業所有権庁
- 第 66 条 国際出願の提出
- 第 67 条 国際出願の別個の登録簿
- 第 68 条 国際出願の優先権主張
- 第 69 条 優先権書類
- 第 70 条 寄託された生物学的材料についての情報
- 第 71 条 規則の国際出願への適用
- 第 72 条 国内段階への移行又は国際出願の検査についての言語
- 第 73 条 複数の発明から構成される国際出願の分割
- 第 74 条 国際事務局への届出
- 第 75 条 国内段階に入る国際出願の要約書及び基礎書類等
- 第 76 条 国際出願の新規性調査
- 第 77 条 国際出願に関する最初の決定の期限
- 第 78 条 特許法第 38 条による検査の期限

第 13 章 補充的保護証明書

- 第 79 条 定義
- 第 80 条 証明書の申請
- 第 81 条 証明書の申請の補正
- 第 82 条 出願の処理についてのノルウェー工業所有権庁の情報等
- 第 83 条 証明書の内容
- 第 84 条 有効期間の変更の請求
- 第 85 条 審判請求の権利
- 第 86 条 訴訟

第 87 条 (廃止)

第 14 章 植物品種の定義。農業免責

第 88 条 植物品種の定義

第 89 条 植物繁殖材料を使用する権利

第 90 条 特許法第 3b 条第 1 段落による権利行使手数料

第 91 条 情報開示業務

第 15 章 特許事案の倫理委員会

第 92 条 助言の請求

第 93 条 倫理委員会の組織

第 94 条 倫理委員会の手続規則

第 95 条 書類を閲覧する権利

第 16 章 強制ライセンスと消尽

第 96 条 強制ライセンスの請求

第 97 条 製品を製造輸出するための強制ライセンス

第 98 条 製品を製造輸出するための強制ライセンスの要件

第 99 条 製品の製造輸出するための強制ライセンスの付与の通知

第 100 条 個々の欧州経済地域加盟国において販売された医薬品についての限定された消尽

第 17 章 雑則

第 101 条 航空機用の交換部品及び付属品

第 102 条 書類の様式, 出願日, 期限及び手数料

第 103 条 特許所有者との連絡用の住所

第 104 条 提出された模型

第 105 条 後の書類の言語要件

第 105a 条 特許性に関する見解書の使用に関する協力

第 106 条 施行等

第1章 国内特許出願

第1条 方式要件

特許出願は別個の出願様式を使用して提出しなければならない。出願人は印刷文字で様式及び付属書に記入しなければならない。

第2条 出願の内容

特許出願には次のものを含まなければならない。

- (1) 発明者の名称及び住所、出願人の名称又は事業名称及び住所並びに代理人の名称又は事業名称及び住所
- (2) (廃止)
- (3) 発明の簡潔で正確な技術的名称
- (4) 発明を理解するために必要な場合は、図面を付した発明の説明書
- (5) 特許による保護が求められる主題の陳述書(特許クレーム)
- (6) 第11条に従う要約書
- (7) 出願が特許法第8a条に従って寄託された生物学的材料によって構成されるか否かについての情報
- (8) 特許法第8b条による生物学的材料の供給国と原産国についての情報
- (9) 特許法第8c条による人体からの生物学的材料の使用のための取得された同意についての情報
- (10) 特許法第31条に従って国内段階に入る国際出願に関する国際出願番号及び出願日並びに主張される優先日についての情報
- (11) 添付書類の一覧

出願には出願人又は代理人の署名を要し、署名はノルウェー工業所有権庁によって定められる標準に従って任意で手書き、印刷、スタンプ又は電子的とすることができる。特許が発明者以外の者により出願される場合は、出願人が発明についての権利を有する旨の出願人の宣言書を含まなければならない。その宣言書は、発明に対する出願人の権利の基礎を陳述しなければならない。

第2a条 連絡用の住所

出願において別段の記載がない場合は、第2条(1)に従って指定された住所が、特許法第67条に基づく通知及び訴状送達等のための住所である。出願人が代理人を指名した場合は、委任状が認める限り、代理人の住所がかかる住所である。2人以上の出願人又は代理人が存在する場合は、別段の記載がない限り、最初に言及した者の住所が連絡用の住所である。出願人は、いつでも新しい連絡用の住所を指定することができる。

第3条 出願日

出願は、出願が発明の説明書及び出願人又は出願人の代理人を確認し連絡することを可能とする情報を含む場合は、第2条の要件が遵守されていない場合でも出願日を与えられる。出願が電子的になされる場合は、ノルウェー工業所有権庁によって受理される様式で提出しなければならない。

説明書、図面又は特許クレームの一部が提供されていないことを理由として出願の最終出願日を付与することはできないとノルウェー工業所有権庁が判断する場合は、ノルウェー工業所有権庁は、この旨を直ちに出願人に通知し、通知が送付された後 2 月以内に欠陥が是正されることを求めなければならない。上記の期限内に、又は通知が送付されない場合は第 1 段落に規定する要件を遵守する出願がなされた後 2 月以内に、出願人が次のとおりとする場合は、出願日は維持される。

- (1) 不足の部分を提供する。
- (2) 先の出願への言及によってその部分が出願に含まれていることを陳述する。又は
- (3) 何れの部分も不足していないことを宣言し、ノルウェー工業所有権庁がその旨を認める。

第 4 条 基礎書類

出願の基礎書類は、出願が提出された又はされたとみなされる日以前にノルウェー語又は英語で提出された付属する図面及び特許クレームを付した発明の説明書から構成される。付属する図面及び特許クレームを付した発明の説明書が遅くともこの日にノルウェー語又は英語で提出されない場合は、ノルウェー語又は英語で後に提出される特許クレームを付した最初の説明書が、その内容が出願時に利用可能な書類に明瞭に記載される範囲まで、基礎書類とみなされる。

第 5 条 言語要件

説明書、特許クレーム及び要約書は、ノルウェー語又は英語で作成されなければならない。

他の書類は、ノルウェー語、デンマーク語、スウェーデン語又は英語で作成される。

説明書、特許クレーム、要約書又は他の書類が第 1 段落第 1 文において指定された言語とは別の言語である場合は、ノルウェー工業所有権庁は、ノルウェー工業所有権庁が定める期限内にノルウェー語又は英語への翻訳文を提出するよう出願人に求めることができる。ノルウェー工業所有権庁は、政府が認定する翻訳者によって翻訳文が認証されることを求めることができる。

ノルウェー工業所有権庁は、個々の場合において第 1 段落第 2 文において指定された書類に関して、ノルウェー語、デンマーク語、スウェーデン語又は英語とは別の言語を容認することができる。

第 6 条 特許クレーム

特許クレームには次の事項を含む。

- (1) 発明の名称
- (2) 開示が必要な場合は、発明が何らかの新規性を構成することに関する技術(先行技術)を記載した陳述
- (3) 発明の新規かつ特徴的側面を示す陳述

可能であれば、発明は次の範疇の何れかとする。すなわち、製品、装置、方法又は用途。

特許クレームは、クレームに掲げる発明に無関係であるか、又は出願人がクレームする排他権にとって本質的でない如何なる要素をも包含してはならない。

第7条 複数の特許クレーム

1の特許出願に複数の特許クレームを含めることができる。その場合は、特許クレームに番号を付さなければならない。

1又は複数の他のクレームを1の特許クレームに従属させることができる。

特許クレームは独立的でも又は従属的でもよい。従属クレームとは、出願の他の特許クレームにおいて開示された当該発明の実施態様に関連するクレームであり、従ってそのクレームのあらゆる特徴を含むものである。従属クレームは、関係する先行クレームの引用により導入しなければならない。

独立クレームの数は、各分野において1独立クレームに限定される。同一分野内での複数の独立クレームは、これが互いに従属性のある製品又は方法、製品適用の相異なる進歩性分野又は特別な問題の代替的解決策に関係する場合に限り含めることができる。ノルウェー工業所有権庁は、発明が同一分野内における別個の独立クレームに含めることができるか否か決定する。

第8条 単一性

特許法第10条に従って、発明の間に技術的關係がある場合に限り複数の発明を1の出願で構成することができる。発明が同一又は対応する特別な技術的特徴を有する場合は、発明の間に技術的關係が存在する。特別な技術的特徴とは、各発明の先行技術に対する貢献を明示する技術的特徴をいう。

複数の発明の間に技術的關係があるか否かは、当該発明が別個のクレームに記載されているか、又は単一の特許クレームの中の代案として記載されているかに関係なく判定される。

第9条 説明書

説明書は、発明の理解に寄与する情報及び明細のみを含む。

生物学的材料は、ノルウェー工業所有権庁によって規定された便覧に従って説明されなければならない。一般的に利用可能な生物学的材料については、それが如何に取得することができるかの情報が提供されなければならない。特許法第8a条による生物学的材料の説明書は、出願人が利用可能な生物学的材料の特徴に対して重要なすべての情報を含まなければならない。

第10条 図面

図面は、説明書を理解するために必要な詳細を表示しなければならない。

第11条 要約書

要約書は、基礎書類の特許クレーム、説明書及び図面に含まれる詳細の簡略な説明を含まなければならない。出願が図面を含む場合は、出願人は、出願人が要約書と共に公開されることを望む図形を示さなければならない。出願人がこれを明示しない場合は、ノルウェー工業所有権庁は公開されるべき図形を選ぶ。

第12条 生物学的材料の寄託等

特許法第8a条第1段落による生物学的材料の寄託は、特許手続上の微生物の寄託の国際的承

認に関する 1977 年 4 月 28 日のブダペスト条約に従ってされなければならない。材料は、ブダペスト条約による国際寄託機関又は欧州特許庁によって承認された機関に寄託されなければならない。

生物学的材料の試料が寄託されたときは、出願人は材料が寄託された寄託機関及び当該機関が寄託材料に付与した参照番号について書面でノルウェー工業所有権庁に通知しなければならない。この情報は、出願日又は優先権が主張されている場合は主張される優先日後 16 月以内に提供されなければならない。寄託された生物学的材料が、ブダペスト条約に基づく規則第 5.1 規則により他の国際寄託機関に移送される場合は、出願人又は特許所有者は、これについて及び機関が寄託材料に付与した参照番号をノルウェー工業所有権庁に通知しなければならない。

特許法第 8a 条第 2 段落による生物学的材料の新たな寄託は、ブダペスト条約に従ってなされなければならない。出願人又は特許所有者は、生物学的材料の新たな寄託及びこの機関が寄託材料に付与した参照番号を材料が寄託されたときから 4 月以内に又は第 2 段落に規定された期限内にノルウェー工業所有権庁に通知しなければならない。

ノルウェー工業所有権庁は、第 2 段落及び第 3 段落に従って提供された情報の正しさの証明として寄託機関が交付した受領書の写しを求めることができる。

生物学的材料の試料は特別に指定された専門家に限り分譲されるものとする旨の特許法第 22 条第 8 段落による請求は、特許法第 22 条に従って出願が公衆にとって利用可能となる日の前日以前にノルウェー工業所有権庁に提出されなければならない。

第2章 優先権

第13条 出願の優先権

出願人は、出願が工業所有権の保護に関する1883年3月20日のパリ条約の又は世界貿易機関(WTO)を設立する1994年4月15日の協定の加盟国である国においてなされた場合は、発明を記載する最初の出願を基礎として特許法第6条に従って優先権を主張することができる。同じことは、出願がパリ条約加盟国である国で施行される法律による又はパリ条約加盟国である国の間で締結された2国間又は多国間協定による国内出願と同一視される場合は、広域特許当局になされた出願に適用される。優先権の基礎となる先の出願は、本規則において優先権書類という。

優先権主張は、出願時に出願に含むか、又は優先日から16月以内に送付されなければならない。この主張には、主張される出願がなされる特許当局、出願日及び出願番号を明記しなければならない。出願番号が不明の場合は、その番号は出願人がこの情報を得たときは速やかに届けなければならない。先の出願が電子登録簿においてノルウェー工業所有権庁に利用可能でない場合は、ノルウェー工業所有権庁は、出願人が3月以内に優先権証明書を提出することを求めることができる。優先権証明書は、本段落第2文に定められた情報、出願人の名称及び出願の写しを含まなければならない。優先権証明書は、主張される出願がなされた当局によって認証されなければならない。

出願人は、優先日から起算して16月の期限内にノルウェー工業所有権庁に対する書面による通知で優先権主張を訂正又は追加することができる。訂正又は追加により優先日の変更が生じる場合は、16月の期限は何れか最初に満了する優先日から起算される。訂正又は追加の当該主張がある場合は、ノルウェーにおける出願日から4月以内に通知書が提出されなければならない。出願が、出願人がその早期公開を請求したことにより公衆の利用に供された後は、訂正又は追加はすることはできない。

優先権主張は、出願に関する最終決定がなされるまでは、ノルウェー工業所有権庁への書面による通知により取り下げることができる。

第14条 出願の優先権の要件

特許法第6条に従って出願が優先権の基礎を提供するためには、発明を記載する最初の出願でなければならない。発明を記載する後の出願は、次の要件が満たされている場合は優先権の基礎を提供する。

- (1) その出願が、最初の出願と同じ特許当局に同じ出願人又はその権原承継人によってなされている場合
- (2) 後の出願がなされたときに、最初の出願が公衆の利用に供されることなく取下、棚上又は拒絶されている場合
- (3) 最初の出願が如何なる優先権主張の基礎ともなっていない場合
- (4) 最初の出願が何らかの既存の権利の基礎を成していない場合

第15条 複数の発明から成る出願の優先権

出願が複数の発明から成る場合は、出願人は、1又は2以上の発明の優先権を主張することができる。この場合は、優先権は、相異なる出願を基礎として主張することができる。これ

は、主張される出願が相異なる国においてなされている場合でも適用される。個々の出願は第 14 条の要件を遵守しなければならない。

第 16 条 優先権書類と基礎書類の関係

優先権は、優先権書類に含まれる明細書に限り適用される。

優先権書類は、出願に含まれる基礎書類を越える新たな内容の導入の基礎として依拠することはできない。ただし、明らかな誤謬又は誤字は、優先権書類を基礎として訂正することができる。

第 17 条 パリ条約加盟国又は WTO 協定加盟国でない国においてなされた出願

特許法第 6 条による優先権は、パリ条約加盟国又は WTO 協定加盟国でない国がノルウェーにおいてなされた特許出願を基礎として優先権を付与する場合は、それらの国においてなされた出願を基礎として付与される。この章の規定が適用される。

第3章 代理に関する規定

第18条 (廃止)

第19条 (廃止)

第4章 出願の補正

第20条 特許クレームの補正

特許クレームは、連続的に列挙されて維持されているすべてのクレームの新たな写しを出願人が提出することにより補正することができる。個々の場合は、ノルウェー工業所有権庁が新たな写しを求めないか又は補正された特許クレームについてのみ新たな写しを提出することを承認するかを決定することができる。

特許クレームが補正される場合は、出願人は、基礎書類のどこに補正の基礎が見出されるかを陳述しなければならない。特許クレームは、基礎書類に明記されていない要素を構成するように補正することはできない。

ノルウェー工業所有権庁が新規性調査の結果を出願人に伝えた後は、先に提出されたクレームにおいて開示された発明から独立する発明を記載するクレームを同じ出願に含めることはできない。

特許クレームが、ノルウェー工業所有権庁が出願人に単一性の欠如を通知した後に限定された場合は、出願は、この限定との関連でクレームから抹消された発明を構成するものとみなされることはできない。

クレーム分野の変更は、技術的依存が認められ基礎書類に陳述されている場合は承認される。

第21条 説明書及び図面の補正

出願人は、特許法第8条に規定する要件を遵守するために必要なものに限り、説明書及び付属図面に補正又は追加をすることができる。当該補正又は追加は、特許クレームが基礎書類に明記されていない要素を構成する結果となってはならない。

新たな説明書が提出される場合は、出願人は、どの部分が先に提出された説明書と一致していないかを明示する宣言書を提供し、先行技術に関して補正により新規事項がどのように含まれているかを明記しなければならない。特別な理由に基づいて別段の証明があるのでなければ、ノルウェー工業所有権庁は、これについて特別な条件を付さずに上記の宣言を受理しなければならない。

第5章 出願の分割及び分離

第22条 出願の分割

出願人は、基礎書類が複数の発明を記載する場合は、先に提出された出願が複数の独立した出願に分割されることを請求することができる。出願の分割の請求と共に、出願人は、原出願の継続でない各々の出願についての新たな出願様式、図面を付した新たな説明書及び特許クレームを提出しなければならない。出願の分割請求には、原出願番号を陳述し各々の新たな出願が構成する発明を明記しなければならない。所定の手数料が、新出願ごとに納められなければならない。

原出願の継続とみなされる出願は、原出願番号を保持する。各々の新出願は、新たな出願番号を付与され分割出願とみなされる。

分割出願は、原出願について最終決定がなされる前に提出されなければならない。分割出願は、原出願と同一であることはできない。

出願の分割請求は、第1段落及び第3段落の要件が遵守されていない場合は却下される。

出願が分割される場合は、出願人は、分割出願の番号についての情報と共にその通知を受ける。

第23条 分割出願

分割出願において、出願と共に提出される図面を付した説明書及び特許クレームは、基礎書類とみなされる。原出願からの要素は、基礎書類が提出された後は加えることができない。原出願の基礎書類以外の書類も、それらが出願の分割前に提出される場合は、分割出願の書類を構成する。

分割出願は、原出願からの優先権を維持する。

第24条 出願からの分離

出願が基礎書類に開示されていない発明を構成するように補正される場合は、出願人は、この発明が出願から新たな出願に分離されるよう請求することができる。出願からの分離請求と共に、出願人は、各新出願について新たな出願様式、図面を付した新たな説明書及び新たな特許クレームを提出しなければならない。この出願は、ノルウェー工業所有権庁が原出願の基礎書類に明記されていなかった発明を構成する最初の書類を受領したのと同じ日になされたものとみなされる。出願には新たな出願番号が付与される。所定の手数料が各々の分離出願について納められなければならない。

新出願は、原出願について最終決定がなされる前になされなければならない。分離出願は原出願と同一であってはならない。

出願からの分離請求は、第1段落及び第2段落の要件が遵守されていない場合は、却下される。

第22条第5段落及び第23条第1段落が適用される。

第 6 章 事案の書類を閲覧する権利。生物学的材料の試料の分譲

第 25 条 書類を閲覧する権利

特許法第 22 条第 2 段落第 1 文に従って、書類は、起算の基礎を成す月日の翌日に公衆の利用に供されなければならない。この日にノルウェー工業所有権庁が就業時間を有さない場合は、出願は翌就業日に公衆の利用に供されなければならない。特許法第 22 条第 2 段落第 1 文に従って起算が優先日を基礎としてなされ、優先権が相異なる日々から主張されている場合は、その日は、最先の優先日を基礎として計算する。

出願人が、出願が特許法第 22 条第 1 段落又は第 2 段落の規定に従うより早い日に公衆の利用に供されることを請求する場合は、出願は、出願人が後の日を指定しない限り、この請求が受領され次第速やかに公衆の利用に供されなければならない。第 12 条第 2 段落及び第 3 段落による寄託された生物学的材料についての情報は、当該請求の提出と同時又はその前に提供されなければならない。

出願が、特許が付与される前に公衆の利用に供される場合は、要約書は、その最終文言が作成され次第公開されなければならない。ノルウェー工業所有権庁は、要約書と共に出願の他の部分も公開することができる。

第 26 条 生物学的材料の試料分譲

特許法第 22 条第 9 段落による生物学的材料の試料分譲請求は、ブダペスト条約に基づく規則第 11 規則の規定に従う文言としなければならない。

請求が、最終決定のなされていない出願に係る寄託された生物学的材料の試料に関する場合は、試料を請求する者は、出願についての最終決定がなされるまで、又は特許が付与された場合は特許が満了するまで、発明自体に関する実験以外の目的に試料を使用せずかつ他の者にその試料を使用させることを避ける旨を出願人に対して約束する宣言書を提出しなければならない。請求が特許に係る寄託された生物学的材料の試料に関する場合は、試料を請求する者は、特許が満了するまで、発明自体に関する実験以外の目的に試料を使用せずかつ他の者にその試料を使用させることを避ける旨の特許所有者に対して約束する宣言書を提出しなければならない。本段落第 1 文及び第 2 文は、試料から派生し発明を実施するために重要な材料の特徴を保持する生物学的材料に対して適用される。試料の分譲請求は、請求人がこれらの業務を約束する旨の宣言書を含まなければならない。

試料が特別の専門家に限り分譲される場合は、試料分譲請求は問題の専門家を指定しなければならない。ノルウェー工業所有権庁は、専門家となることができる者の一覧を作成する。当該一覧に記入された者又は出願人が個々の場合に認める者に限り、専門家となることができる。専門家を立てる場合は、試料分譲請求は、第 2 段落による専門家の宣言を含まなければならない。

後の出願に関連して、派生した生物学的材料を寄託する必要がある場合は、第 2 段落及び第 3 段落は適用されない。

生物学的材料の試料分譲について請求がなされてその要件が遵守されているときは、ノルウェー工業所有権庁はその旨の宣言を交付する。ノルウェー工業所有権庁は、この試料分譲の請求書と宣言書を生物学的材料が寄託されている寄託機関へ送付する。試料分譲の請求書と宣言書の写しが同時に特許出願人又は特許所有者に送付されなければならない。ノルウェー

工業所有権庁が当該宣言を交付しない場合は、試料を請求する者はこの旨を通知されなければならない。

第7章 出願手続

第27条 分類

出願は、国際特許分類制度によって分類されなければならない。出願はまた別の分類制度によって分類することもできる。

第27a条 事案処理言語

出願書類が英語で作成されている場合、ノルウェー工業所有権庁の出願人に対する決定、質問及び見解書は、出願人の請求があれば、英語で作成される。

出願書類がノルウェー語で作成されている場合、特許性及び新規性の調査に対するノルウェー工業所有権庁の見解書は、出願人の請求があれば、英語で作成される。

第28条 新規性調査

新規性調査は、出願日までの期間に亘る。これは主張される優先権にも適用される。

他の出願の基礎書類は、特許法第2条第2段落第2文に従って出願日から又は基礎書類と優先権書類の間に一致がある範囲において優先日から新規性対抗事由になる。要約書及び出願の他の書類は、特許法第22条によって書類が公衆の利用に供される日から新規性否定事由になる。

第29条 国際調査機関による新規性調査

出願がなされた日又はなされたとみなされる日から3月以内に、出願人は北欧特許機構、スウェーデン特許登録庁又は欧州特許庁がノルウェー語、デンマーク語、スウェーデン語又は英語で作成された優先権のない出願についての特許法第9条の規定による新規性調査を行うことを請求することができる。出願人は、新規性調査を行う国際調査機関を指定する。

出願がその国際調査機関が受け入れる言語で記載されていないときは、出願の翻訳文が新規性調査の請求に添付されなければならない。

新規性調査の請求は、第1段落に定めた期限の到来時において、出願及び翻訳文が国際出願に適用される方式要件を遵守しない場合は、取り下げられたとみなされる。

第30条 他の調査機関の見解書

同一の出願人がノルウェー外で特許出願をした発明について出願がなされる場合は、出願人は、ノルウェー工業所有権庁の請求があれば、新規性調査及び特許性について当該特許当局が提供した見解書についての情報を提供しなければならない。ノルウェー工業所有権庁によって定められた期限内に、出願人は次のものを提出しなければならない。

- (1) 新規性調査及び特許性一般について当該特許当局が提供した見解書の写し、又は
- (2) 当該見解を出願人が受領していない旨の宣言書

出願人がノルウェー工業所有権庁によって定められた期限を遵守しない場合は、出願は、特許法第15条によって棚上される。出願人が見解書又は宣言書の写しの提出を明示的に拒絶する場合は、出願は、特許法第16条によって拒絶される。

第 30a 条 優先的な処理

ノルウェー工業所有権庁が、第 105a 条に言及するように別の特許機関と協力関係を築いた場合、ノルウェー工業所有権庁は、出願人の請求があれば、他の特許機関が特許性があると宣言したクレームに関連する限り、優先的に当該出願を処理する。かかる処理を求める請求は、当該協力関係が構築された場合に定められた要件に適合しなければならない。

第 31 条 公告の陳述

公告は、ノルウェー工業所有権庁の指示に従って陳述される。

第 32 条 模型、見本等

出願がなされた発明の評価に必要な場合は、ノルウェー工業所有権庁は、出願人に模型、見本等の提出又は調査若しくは試験を行うよう命令することができる。

第 33 条 特許付与の延期

特許法第 22 条第 2 段落又は第 3 段落に従って出願が公衆に利用可能とされる前に、出願が受理される場合は、ノルウェー工業所有権庁は、出願人の請求があれば、出願が公衆に利用可能とされるまで特許付与を延期することができる。他の状況では、ノルウェー工業所有権庁は、出願受理の決定後の特許付与を延期することはできない。

特許付与の延期請求は、別個の書状でなされなければならない。この請求は、特許を付与することができる旨を出願人が通知されたときから 2 月以内にノルウェー工業所有権庁により受領された場合に限り考慮される。付与についての所定の手数料の納付及び付与についての所定の手数料の免除の申請に関する特許法第 20 条の規定は、特許付与の延期請求がなされていても適用される。

第 33a 条 英語で作成された出願書類における特許クレームの翻訳文

出願書類が英語で作成されている場合、ノルウェー工業所有権庁は、特許法第 19 条に基づく通知を送付する前に、出願人に対し、特許が付与されるためには出願書類における特許クレームのノルウェー語への翻訳文を提出しなければならない旨を連絡する。同時に、ノルウェー工業所有権庁は、翻訳文の提出期限を定める。

第 34 条 特許明細書

ノルウェー工業所有権庁は、付与についての所定の手数料が納付されたか又は当該手数料の納付が免除された後に特許明細書(特許法第 21 条第 3 段落参照)を公告しなければならない。特許明細書は、次の情報を含まなければならない。

- (1) 特許付与日
- (2) 出願番号及び特許番号
- (3) 国際特許分類制度による特許分類
- (4) 特許所有者の名称又は事業名称及び住所並びに代理人の名称又は事業名称及び住所、さらに特に記載された連絡用の住所(第 2a 条を参照)
- (5) 発明者の名称及び住所
- (6) 発明の名称

(7) 国内出願の出願日

(8) 出願が国際出願であるか否か、またその場合は、国際出願番号、国際出願日及び国際出願が特許法第 31 条により国内段階へ入る日又は特許法第 38 条により出願がなされたとみなされる日

(9) 優先権が主張されているか否か、またその場合は、優先権主張の基礎となる出願の出願場所及び出願日並びに出願番号

(10) 出願が分割又は分離の結果であるか否か、またその場合は、原出願番号

(11) 生物学的材料の試料が寄託されている寄託機関及び機関が試料に付与した参照番号

(12) 陳述された公告

第 35 条 異論

特許付与の前にノルウェー工業所有権庁が出願の評価にとって重要である異論を受領した場合、ノルウェー工業所有権庁はこれを出願人に通知しなければならない。発明の明白な実施以外に新規性を無効にする要素がその異論で主張された場合は、ノルウェー工業所有権庁は、それが出願人においてその通知を書面で受けるべきことを意味するか否かを直ちに調査しなければならない。異論が発明の明白な実施についての主張を含む場合、一般的には、これは異論の提出期限の到来後に限り、かつ、同一の主張が異議申立においてもなされた場合に限り評価される。

特許付与に対する異論は何れの訴訟当事者の権利にもならない。異論が支持されない場合、異論を主張する当事者には、異議申立の提出が可能である旨を通知される。

第 8 章 異議申立，行政上の特許限定及び行政審理

第 36 条 異議申立の様式及び内容

特許法第 24 条による異議申立は，ノルウェー工業所有権庁に提出されなければならない，次のものを含まなければならない。

- (1) 異議申立人の名称又は事業名称及び住所並びに異議申立人が代理人によって代理されている場合は代理人の名称又は事業名称及び住所についての情報
- (2) 異議申立をした特許の番号についての情報
- (3) 異議申立の範囲及び異議申立の事実及び証拠を含む基礎となった理由の記載，例えば，異議申立人が異議申立を裏付するために依拠しようとする出版物

異議申立は，異議申立人又は異議申立人の代理人によって署名されなければならない。第 2a 条が異議申立人との連絡に適用される。

第 37 条 異議の通知

異議申立についてのノルウェー工業所有権庁から特許所有者への通知は，異議申立日，異議申立人及び異議申立人の代理人の名称及び住所を含まなければならない。

第 38 条 継続する異議申立手続の通知

異議申立が取り下げられた場合，異議申立の処理は(特許法第 24 条第 8 段落参照)，異議申立が取り下げられた旨の通知をノルウェー工業所有権庁が受領してから 2 月以内に特許所有者に継続する旨を通知する場合に限り，継続することができる。

第 39 条 異議申立手続の結果の通知

ノルウェー工業所有権庁は，特許所有者及び異議申立人に異議申立手続の結果並びに審判請求をする権利及び審判請求の期限を通知しなければならない。

第 40 条 行政上の特許限定の請求

特許法第 39a 条による行政上の特許限定の請求は，ノルウェー工業所有権庁に対してなされなければならない，次の事項を含まなければならない。

- (1) 特許所有者の名称又は事業名称及び住所並びに特許所有者が代理人によって代理されている場合は代理人の名称又は事業名称及び住所についての情報
- (2) 限定が請求されている特許の番号についての情報
- (3) 請求されている限定の陳述

行政上の特許限定の請求は，特許所有者又は特許所有者の代理人によって署名されなければならない。第 2a 条が適用される。

説明書の訂正が請求される場合は，請求には新たな特許明細書に含まれる説明書の改訂版も含まなければならない。特許クレームの訂正が請求される場合は，特許所有者は，その請求と共に，連続的に記載されて維持されているすべてのクレームの新しい写しを提出しなければならない。

ノルウェー工業所有権庁は，特許所有者以外の者によって提出された行政上の特許限定の請求を拒絶しなければならない。

第 41 条 行政審理

特許法第 52b 条による行政審理の請求は、ノルウェー工業所有権庁に提出されなければならない。次のものを含まなければならない。

- (1) 請求人の名称又は事業名称及び住所並びに請求人が代理人によって代理されている場合は代理人の名称又は事業名称及び住所についての情報
- (2) 争われている特許の番号についての情報
- (3) 特許を争う根拠の説明
- (4) 審理が関係する特許クレーム又は審理請求に係わらない特許クレームの明細
- (5) 請求の裏付として依拠される事項の必要書類

行政審理の請求は、請求人又は請求人の代理人によって署名されなければならない。第 2a 条が審理請求人との連絡用の住所に適用される。

第 37 条及び第 39 条が適用される。

第 42 条 新たな特許明細書

異議申立、行政上の特許限定又は行政審理により特許に訂正がある場合は、ノルウェー工業所有権庁は、新たな特許明細書を交付する。新たな特許明細書は、第 34 条による情報を含まなければならない。特許が訂正された旨及び特許訂正の決定が公告された日を記載しなければならない。

特許が英語で付与された場合は、特許法第 21 条第 3 段落第 3 文から第 5 文が適用される。新しい特許明細書の発行前に、ノルウェー工業所有権庁は特許所有者に対し、当該特許が訂正された様式において支持されるように、訂正された特許クレームのノルウェー語への翻訳文を提出しなければならない旨を通知する。同時に、ノルウェー工業所有権庁は、翻訳文の期限を定める。特許法第 21 条第 3 段落第 6 文から第 9 文が適用される。

第9章 特許登録簿等

第43条 特許登録簿

ノルウェー工業所有権庁は、受領した国内出願及び国内段階に入った国際出願並びに当該出願を基礎として付与された特許の登録簿を保管する。第45条がノルウェーで適用される欧州特許の特許登録簿への登録に適用される。個々の出願について登録簿に記録された情報は、当該事案の書類が特許法第22条によって公衆の利用に供された時に公衆の利用に供される。登録簿は、出願及び付与された特許について次の情報を含まなければならない。

- (1) 出願番号及び特許番号
- (2) 国際特許分類制度による分類
- (3) 他の特許分類制度による分類
- (4) (廃止)
- (5) 出願人の名称又は事業名称及び住所
- (6) 代理人の名称又は事業名称及び住所
- (7) 発明者の名称及び住所
- (8) 発明の名称
- (9) 出願が国内出願であるか国際出願であるか
- (10) 国内出願についての出願日
- (11) 国内段階に入った国際出願についての国際出願番号, 国際出願日及び出願が特許法第31条に従って国内段階に入った日又は特許法第38条に従って出願されたとみなされる日
- (12) 国内出願に転換された欧州出願についての欧州特許条約による出願番号及び出願日並びに出願が国内出願に転換された日
- (13) 優先権が主張されているか否か, また主張される場合は, 主張される先の出願がなされた当局並びに当該出願の出願日及び出願番号
- (14) 出願が分割出願であるか分離出願であるか, またその場合は, 原出願番号
- (15) 出願の分割又は分離に関して, 新出願番号についての情報を付した新たな出願が作成されたか否か
- (16) 特許法第22条によって事案の書類が公衆の利用に供されることとなった日及び特許法第60条第2段落第1文に言及されるように翻訳文が提出された場合には, かかる翻訳文が提出された旨及びこれが公告された日
- (17) 事案において受領及び送付された書類
- (18) 特許付与が公告された日
- (19) 事案においてなされた他の決定及びその事案の状態
- (20) 納付された手数料, 未納の手数料及び払い戻された手数料
- (21) 納付された年金又は年金納付の猶予
- (22) 特許法第51条によって特許が失効した時期
- (23) 特許法第54条によって特許所有者が特許を放棄したか否か
- (24) 期限の不遵守にも拘らず権利の回復請求がなされたか否か, また, 当該請求についての決定(特許法第72条第2段落参照)
- (25) 特許の無効, 移転又は強制ライセンスについて訴訟が提起されたこと
- (26) 特許法第52条によって下された判決により特許が無効を宣言されたこと及び判決が最

終であり執行することができる場合は訴訟手続の結果

- (27) 特許が差し押さえられた又は強制執行されたこと
 - (28) 特許に対して異議申立がなされたこと及び異議申立手続においてなされた決定
 - (29) 行政上の特許限定又は終結の請求がなされたこと及び当該手続においてなされた決定
 - (30) 特許の行政審理の請求がなされたこと及び当該手続においてなされた決定
 - (31) 決定が、特許法第 26 条、第 39d 条又は第 52e 条によってノルウェー工業所有権庁の審判部へ審判請求されたこと
 - (32) 移転又はライセンスについて
 - (33) 第 12 条による生物学的材料の寄託について
 - (34) 出願人の、特許所有者の、代理人の又はライセンシーの名称、事業名称又は住所が変更されたか否か
 - (35) 代理の変更の場合の新たな代理人について
 - (36) 出願人又は特許所有者との連絡用に特に記載された住所(第 2a 条及び第 103 条を参照)
 - (37) 特許法第 21 条第 3 段落第 6 文又は第 60 条第 2 段落第 5 文により翻訳文の訂正が提出されたか否か、及び訂正が提出された場合はこれが公告された日
- 第 2 段落の(32)、(34)及び(35)による補正及び変更の通知は、ノルウェー工業所有権庁によって作成された別個の様式でなされなければならない。

第 44 条 補充的保護証明書の登録

ノルウェー工業所有権庁は、補充的保護証明書及び当該証明書の申請を特許登録簿に登録する。登録簿に登録される情報は、公衆の利用に供されなければならない。次の情報が登録簿に登録される。

- (1) 出願人の名称又は事業名称及び住所並びに出願人が代理人によって代理されている場合は代理人の名称又は事業名称及び住所、さらに特に記載された連絡用の住所(第 64a 条、第 2a 条を参照)
- (2) 補充的保護証明書の申請番号及び申請日
- (3) 原特許番号
- (4) 発明の名称
- (5) 補充的保護証明書の申請がなされた活性物質又は活性物質の合成物
- (6) 販売許可番号及び日付並びに販売許可に表示された製品
- (7) 欧州経済地域における最初の販売許可の番号及び日付
- (8) 事案において受領及び送付された書類
- (9) 納付された手数料、未納手数料及び払い戻された手数料
- (10) 事案においてなされた決定及び事案の状態
- (11) 証明書の交付及び公告の日付及び証明書の番号
- (12) 証明書の有効期間
- (13) 証明書が失効したこと及びその理由

第 45 条 欧州出願及び特許の登録

ノルウェー工業所有権庁は、出願人が特許法第 66g 条第 1 段落によって特許クレームのノルウェー語への翻訳文を提供した場合には、欧州出願の別個の登録簿を保管する。登録簿に記

録された情報は、公衆の利用に供されなければならない。次の情報が登録簿に記録される。

- (1) 欧州特許庁によって付与された出願番号
- (2) 出願人の名称又は事業名称及び住所並びに出願人が代理人によって代理されている場合は代理人の名称又は事業名称及び住所及び連絡用に特に記載された住所(第 2a 条及び第 64a 条を参照)
- (3) 特許クレームの翻訳文が提出された日及びそれが公告された日
- (4) もしあれば翻訳文の訂正が提出された日及びそれが公告された日
- (5) 出願日及び出願が分割欧州出願である場合は分割出願の出願日
- (6) 事案の書類が公衆の利用に供されるか否か
- (7) 第 43 条第 2 段落(7), (8)及び(15)に定める情報に対応する情報

特許法第 66c 条第 1 段落第 1 文によって翻訳文が提出され、手数料が納付された場合はこの旨の情報が、翻訳文が提出され手数料が納付された時期及びノルウェー工業所有権庁がこの確認を公告した時期の記載を付して欧州出願の登録簿に登録される。特許が第 3 段落によって登録される前に提出された当該翻訳文の訂正にも、同じことが適用される。

欧州特許は、欧州特許庁が特許を付与する旨の決定を公告し、特許法第 66c 条第 1 段落第 1 文によって特許所有者が翻訳文を提出して手数料を納付したときに、特許登録簿に登録される。次の情報が登録簿に記録される。

- (1) 欧州特許庁が特許付与の決定を公告した日
- (2) 翻訳文が提出され手数料が納付された日及びノルウェー工業所有権庁がその確認を公告した日
- (3) 出願日及びその出願が分割欧州出願である場合は分割出願がなされた日
- (4) 事案の書類が公衆の利用に供された日
- (5) 第 34 条(1)から(6)まで及び(8)から(11)まで並びに第 43 条第 2 段落(20)から(27)まで、(29)から(32)まで及び(34)から(35)までにおいて指定された情報

欧州特許庁がノルウェーで有効な欧州特許を取り消す又は補正する決定を公告したときは、これについての情報は、公告日の記載を付して特許登録簿に登録されなければならない。特許法第 66c 条第 1 段落第 1 文によって特許所有者が翻訳文を提出して手数料を納付した場合は、この旨の情報は、翻訳文が提出され手数料が納付された時期の記載及びノルウェー工業所有権庁がこれの確認を公告した時期についての情報を付して登録簿に登録されなければならない。特許法第 66c 条第 1 段落第 2 文(第 1 文参照)に基づく期限内に特許法第 66c 条第 1 段落第 2 文(第 1 文参照)によって翻訳文が提供されず手数料が納付されなかった場合は、この旨の情報が登録簿に登録されなければならない。

欧州特許条約第 112a 条に従って欧州特許庁がノルウェーにおいて有効な欧州特許に関する決定を棚上にする場合は、これについての情報が、決定の公告日の記載を付して特許登録簿に登録されなければならない。

翻訳文の訂正が第 3 段落又は第 4 段落によって提出され所定の手数料が納付された場合は、これについての情報が、訂正翻訳文が提出され手数料が納付された時期の記載及びこれが公告された時期の情報を付して登録されなければならない。

第 10 章 公告

第 46 条 公衆の利用に供される情報の公告

特許法第 22 条第 4 段落による公告は、次のものを含まなければならない。

- (1) 出願番号
- (2) 出願人の名称又は事業名称及び住所、出願人が代理人によって代理されている場合は代理人の名称又は事業名称及び住所並びに特に記載された連絡用の住所(第 2a 条を参照)
- (3) 発明者の名称及び住所
- (4) 国際分類制度による出願の分類
- (5) 出願日についての情報
- (6) 国際出願日についての情報
- (7) 発明の名称
- (8) 優先権が主張されている場合は、優先権の基礎となる出願の出願時期及び出願場所並びに出願番号についての情報
- (9) 生物学的材料の寄託試料についての情報
- (10) 寄託された生物学的材料の試料が特別の専門家に限り手交されることを出願人が請求した旨の情報
- (11) 翻訳文が特許法第 60 条第 2 段落第 1 文に言及されるように提出された場合はその旨の情報

第 77 条による期限の到来前であるが事案の書類が公衆の利用に供された後に説明書又は特許クレームの翻訳文が補正された場合は、その旨が公告されなければならない。当該公告は、第 1 段落に定める情報並びに補正された翻訳文がノルウェー工業所有権庁によって受領された日及び特許法第 22 条第 4 段落による出願の先の公告がノルウェー特許公報の何れの号になされたかについての情報も含まなければならない。

特許法第 60 条第 2 段落第 1 文に言及される翻訳文が、当該事案の書類が特許法第 22 条に従って公衆の利用に供するようにされた後に提出された場合には、この旨を公告しなければならない(特許法第 60 条第 2 段落第 2 文を参照)。当該公告は、第 1 段落(1)から(10)に定める情報を含む。翻訳文の訂正が特許法第 60 条第 2 段落第 1 文に言及されるように提出された場合は、これを公告しなければならない(特許法第 60 条第 2 段落第 6 文を参照)。当該公告は、訂正が提出された旨、提出日及び第 1 段落(1)から(10)に定める情報を含む。

第 47 条 特許付与の公告

特許法第 21 条による特許付与の公告は、既に公告された事項を除き、第 34 条に定める情報を含まなければならない。

翻訳文の訂正が特許法第 21 条第 3 段落第 6 文に従って提出された旨の公告は、訂正が提出された旨、提出日及び手数料の納付日の情報並びに第 34 条に定める情報を含む。

第 48 条 提起された異議申立の公告

特許法第 24 条第 6 段落による公告は、次のものを含まなければならない。

- (1) 特許番号及び国際分類制度による特許の分類番号
- (2) 特許所有者の名称又は事業名称及び住所、代理人の名称又は事業名称及び住所並びに特

に記載された連絡用の住所(第 2a 条を参照)

(3) 異議申立人の名称又は事業名称及び住所, 代理人の名称又は事業名称及び住所並びに特に記載された連絡用の住所(第 36 条第 2 段落第 2 文を参照, 第 2a 条を参照)

(4) 異議申立日

(5) 特許付与が公告されたノルウェー特許公報の号

第 49 条 異議申立手続における最終決定の公告

ノルウェー工業所有権庁が異議申立手続において最終決定をした旨の公告は(特許法第 25 条第 5 段落参照), 次のものについての情報を含まなければならない。

(1) 特許番号及び国際特許分類制度による分類

(2) 特許所有者の名称又は事業名称及び住所並びに代理人の名称又は事業名称及び住所, さらに特に記載された連絡用の住所(第 2a 条を参照)

(3) 異議申立人の名称又は事業名称及び住所並びに代理人の名称又は事業名称及び住所, さらに特に記載された連絡用の住所(第 36 条第 2 段落第 2 文, 第 2a 条を参照)

(4) 特許付与が公告されたノルウェー特許公報の号

(5) 異議申立手続の結果

(6) 決定が最終となった日

第 50 条 行政上の特許限定の公告

特許法第 39e 条による公告は, 次のものについての情報を含まなければならない。

(1) 特許番号及び国際特許分類制度による分類

(2) 特許所有者の名称又は事業名称及び住所並びに代理人の名称又は事業名称及び住所, さらに特に記載された連絡用の住所(第 40 条第 2 段落第 2 文, 第 2a 条を参照)

(3) 行政上の特許限定の請求に関する決定日

(4) 特許付与が公告されたノルウェー特許公報の号

(5) 限定手続の結果

(6) 決定が公告された日

第 51 条 行政審理請求の公告

特許法第 52b 条第 4 段落による公告は, 次の情報を含まなければならない。

(1) 特許番号及び国際特許分類制度による分類

(2) 特許所有者の名称又は事業名称及び住所並びに代理人の名称又は事業名称及び住所, さらに特に記載された連絡用の住所(第 2a 条を参照)

(3) 行政審理を請求する者の名称又は事業名称及び住所並びに代理人の名称又は事業名称及び住所, さらに特に記載された連絡用の住所(第 41 条第 2 段落第 2 文, 第 2a 条を参照)

(4) 行政審理の請求日

(5) 特許付与が公告されたノルウェー特許公報の号

第 52 条 行政審理手続における決定の公告

行政審理手続における決定の公告は, 次のものについての情報を含まなければならない(特許法第 52d 条第 4 段落参照)。

- (1) 特許番号及び国際特許分類制度による分類
- (2) 特許所有者の名称又は事業名称及び住所並びに代理人の名称又は事業名称及び住所，さらに特に記載された連絡用の住所(第 2a 条を参照)
- (3) 行政審理を請求する者の名称又は事業名称及び住所並びに代理人の名称又は事業名称及び住所，さらに特に記載された連絡用の住所(第 41 条第 2 段落第 2 文，第 2a 条を参照)
- (4) 行政審理の請求日
- (5) 特許付与が公告されたノルウェー特許公報の号
- (6) 行政審理の結果
- (7) 決定が公告された日

第 53 条 補充的保護証明書のお知らせ

補充的保護証明書のお知らせは，第 44 条(1)から(12)までにいう情報を含まなければならない。

第 54 条 補充的保護証明書についての変更された有効期間のお知らせ

補充的保護証明書の有効期間を変更する決定が確定したときは，その通知が公告される。公告は，第 44 条(1)から(12)までにいう情報及び有効期間変更の決定日を含まなければならない。

第 55 条 欧州出願及び欧州特許等のお知らせ

特許法第 66g 条第 1 段落による公告は，次のものを含まなければならない。

- (1) 翻訳文が提供された旨の情報
- (2) 出願番号
- (3) 出願の分類
- (4) 出願人の名称又は事業名称及び住所並びに出願人が代理人によって代理されている場合は代理人の名称又は事業名称及び住所，さらに特に記載された連絡用の住所(第 64a 条，第 2a 条を参照)
- (5) 発明の名称
- (6) 出願日についての情報
- (7) 優先権が主張されたか否かについての情報，またその場合は，主張された先の出願がなされた特許当局及びその出願の出願日及び出願番号についての情報

特許法第 66c 条第 3 段落第 1 文による公告は，次のものを含まなければならない。

- (1) ノルウェーにおいて特許が有効である旨の情報及び特許付与の決定が公告された日
- (2) 第 1 段落(2)から(7)までにいう情報

特許法第 66c 条第 3 段落第 2 文による公告は，次のものを含まなければならない。

- (1) 特許がノルウェーで補正された形で有効である旨の情報及び補正された形で特許を維持する決定が公告された日
- (2) 特許番号
- (3) 特許の分類
- (4) 特許所有者の名称又は事業名称及び住所並びに特許所有者が代理人によって代理されている場合は代理人の名称又は事業名称及び住所，さらに特に記載された連絡用の住所(第 64a 条，第 2a 条を参照)

(5) 第1段落(5)から(7)までにいう情報

特許法第66j条第1段落第4文による出願におけるクレームの訂正翻訳文の公告は、次のものを含まなければならない。

(1) 訂正翻訳文が提供された旨の情報及びその提出日

(2) 第1段落(2)から(7)までにいう情報

特許法第66j条第1段落第3文による特許の訂正翻訳文の公告は、次のものを含まなければならない。

(1) 訂正翻訳文が提供された旨の情報並びに提出日及び手数料の納付日

(2) 第1段落(5)及び第3段落(2)から(4)までにいう情報

特許法第66b条第2段落第3文による欧州特許取消の公告(第55条参照)は、次のものを含まなければならない。

(1) 特許を取り消す決定がなされた旨の情報及び決定日

(2) 第1段落(5)及び第3段落(2)から(4)までにいう情報

欧州特許庁が、期限の不遵守にも拘らず権利の回復に関して決定し(特許法第66k条第1段落参照)、これが出願又は特許がノルウェーにおいて再度有効であるか又はノルウェーにおいて特許により付与される保護の範囲が拡大される効果を有する場合は、ノルウェー工業所有権庁は、その通知を公告しなければならない。その公告は、次のものを含まなければならない。

(1) 超過された期限についての情報及びこれが何らの効力も生じないことが決定された旨の陳述

(2) 決定が出願に関する場合は、第1段落(2)から(7)までにいう情報

(3) 決定が特許に関する場合は、第3段落(2)から(5)までにいう情報

第56条 期限の不遵守にも拘らずなされた権利回復の決定の公告

特許法第66c条第1段落第4文及び第74条第1段落による公告は、次のものを含まなければならない。

(1) 超過された期限についての情報及びこれが何らの効力も生じないことが決定された旨の陳述

(2) 第43条第2段落(1)から(3)まで、(5)から(8)まで及び(36)にいう情報

第57条 他の公告

ノルウェー工業所有権庁は、次のものを公告する。

(1) 移転の通知

(2) ライセンスの通知

(3) 出願人、所有者、代理人又はライセンシーの名称又は事業名称及び住所並びに特に記載された連絡用の住所の変更の通知

(4) 代理人の任命、変更又は取消の通知

(5) 差押又は強制執行に付された旨の通知

(6) 特許法第55条による通知

公告は、通知がノルウェー工業所有権庁によって受領された日についての情報を含まなければならない。

第 11 章 欧州特許

第 58 条 欧州出願の提出

欧州出願がノルウェー工業所有権庁になされる場合は、ノルウェー工業所有権庁は次のとおりとする。

- (1) 出願日を登録する。
- (2) 出願人に出願が受領された旨の確認を送付する。
- (3) 欧州特許庁に出願がなされた旨を通知する。
- (4) 出願が、国防に対して重要な発明に関する 1953 年 6 月 26 日のノルウェー法 No. 8 に係らない場合は、欧州特許庁に転送する。

第 59 条 欧州出願及び欧州特許の翻訳文

特許法第 66g 条第 1 段落によって欧州出願における特許クレームの翻訳文を提出するときは、出願番号並びに出願人の名称又は事業名称及び住所も提供されなければならない。当該情報が提供されない場合は、翻訳文は提出されなかったものとみなされる。

特許法第 66c 条第 1 段落に従って翻訳文を提出する場合は、出願番号並びに特許所有者の名称又は事業名称及び住所も提供されなければならない。特許法第 66 条第 1 段落第 2 文(第 1 文参照)に従って翻訳文を提出する場合には、特許番号並びに特許所有者の名称又は事業名称及び住所も提供されなければならない。第 1 文又は第 2 文に定める情報が提供されない場合、翻訳文は提出されなかったものとみなされる。

第 60 条 特許法第 66j 条による翻訳文の訂正

特許法第 66j 条による翻訳文の訂正は、なされる訂正の明瞭な陳述を付した新たな翻訳文の提出によってなされなければならない。特許番号又は出願番号についての情報並びに出願人の又は特許所有者の名称及び住所が、訂正翻訳文と共に提供されなければならない。

第 1 段落による要件が遵守されていない場合は、訂正翻訳文は提供されなかったものとみなされる。

第 61 条 国内出願への転換の請求

ノルウェー工業所有権庁が、欧州特許条約第 135 条(2)によって出願の国内出願への転換の請求を受領する場合は、ノルウェー工業所有権庁は、直ちに転換の請求と出願の写しを請求に一覧された国へ転送しなければならない。

第 62 条 転換された欧州出願のノルウェー工業所有権庁への転送

国内出願へ転換された欧州出願が欧州特許条約第 135 条(2)によってノルウェー工業所有権庁へ転送された場合、ノルウェー工業所有権庁は、出願が受領されたことを出願人に速やかに通知する。

出願人は、第 1 文に言及された通知が送付されたときから 3 月以内にノルウェー工業所有権庁に対し、出願のノルウェー語又は英語への翻訳文を、又は出願が英語の場合は出願の写しを提供しなければならない。

第 63 条 転換された欧州出願の基礎書類

国内出願へ転換された欧州出願の基礎書類は、図面を付した発明の説明書及び特許クレームであり、これらは出願の翻訳文が提出されたか又は提出されたとみなされる(第 62 条第 2 段落参照)と同時に又はその前にノルウェー語又は英語で提出されなければならない。図面を付した説明書及び特許クレームが、遅くとも出願がなされたか又はなされたとみなされる日にノルウェー語又は英語で提出されない場合は、ノルウェー語又は英語で後に提出される特許クレームを付した最初の説明書が、出願が提出された時点で利用可能であった書類において明瞭に記載された内容の範囲で基礎書類とみなされる。

第 64 条 転換された欧州出願の要約書

欧州特許庁が、国内出願に転換された欧州出願の要約書を決定した場合は、それは、出願がノルウェーで処理されるときに要約書として認められる。

第 64a 条 連絡用の住所

第 2a 条は、欧州特許の出願人又は所有者との連絡に適用される。

第 12 章 国際特許出願

第 65 条 受理官庁としてのノルウェー工業所有権庁

ノルウェー工業所有権庁は、次の者が提出する国際特許出願の受理官庁である。

- (1) ノルウェー国民
- (2) ノルウェーの居住者
- (3) ノルウェーに工業又は商業上の施設を有する者、及び
- (4) ノルウェー法人

国際出願を複数の出願人と共同で出願する場合は、ノルウェー工業所有権庁は、少なくともそのうちの 1 が第 1 段落の要件を遵守するときに受理官庁として行為する。

ノルウェー工業所有権庁は 1970 年 6 月 19 日の特許協力条約及び同条約に基づく規則に従って国際特許出願を受理、点検及び転送する。ただし、その出願が国防に対して重要な発明に関する 1953 年 6 月 26 日のノルウェー法 No. 8 の規定に違反する場合は転送しない。出願人の希望により、国際調査機関及びノルウェー工業所有権庁が受理官庁である国際出願の特許性に関する予備報告書についての国際予備審査機関は、北欧特許機構、スウェーデン特許登録庁又は欧州特許庁とする。

第 66 条 国際出願の提出

国際出願はノルウェー工業所有権庁に別個の出願様式を使用して提出しなければならない。出願人は付属書を付した様式を印刷文字で記入しなければならない。出願はノルウェー語又は英語で作成しなければならない。出願は、特許協力条約及び同条約に基づく規則に規定している要件を遵守していなければならない。

第 2a 条が適用される。

第 67 条 国際出願の別個に登録簿

ノルウェー工業所有権庁は受理官庁として提出された国際出願の別個に登録簿を保持しなければならない。この登録簿は閲覧のために公衆の利用に供されることはない。

第 68 条 国際出願の優先権主張

出願人は、出願が工業所有権の保護に関する 1883 年 3 月 20 日のパリ条約、世界貿易機関 (WTO) を設立する 1994 年 4 月 15 日の協定又は欧州特許条約の加盟国である国でなされた場合は、発明を説明する最初の出願を基礎として、特許法第 6 条によって (特許協力条約第 8 条及び同条約に基づく規則の規則 4.10 及び規則 26 の 2 参照) 優先権を主張することができる。同じことが広域特許当局に提出された出願が、パリ条約加盟国である国の法律によって又はパリ条約加盟国である国の間で締結された 2 国間若しくは多国間協定によって国内出願と同一視される場合に適用される。第 14 条及び第 15 条の規定が適用される。

優先権の主張は、出願がノルウェー工業所有権庁になされるときに国際出願に含めるか又は国際出願の出願日から 4 月以内に届けるかの何れかとする。主張には、主張される出願がなされた特許当局についての情報、その出願がなされた日及び出願番号を含まなければならない。優先権主張が提出されるときに出願番号が不明の場合は、この番号は出願人がその情報を得たときは速やかに届けなければならない。主張される出願が広域出願である場合は、主

張には、広域の体制に基づいて特許を付与する責任を有する当局についての情報も含まなければならない。広域の体制に基づくすべての国がパリ条約又は WTO 協定の加盟国でない場合は、主張にはこの体制に参加し、かつ、パリ条約又は WTO 協定の加盟国である 1 国も陳述しなければならない。優先権主張が本段落に定める要件を満たさない場合は、ノルウェー工業所有権庁は、主張の不備を訂正するために出願人に国際出願から 4 月の期限を与える。

出願人は、優先日から 16 月の期限内にノルウェー工業所有権庁又は世界知的所有権機関の国際事務局へ書面による届出で優先権主張を訂正又は追加することができる。訂正又は追加が優先日の変更を生じさせる場合は、16 月の期限は何れか最初に満了する優先日から起算される。優先日の変更を生じさせる訂正又は追加の請求に関して、書面による届出が国際出願日から 4 月以内になされなければならない。出願人は、出願人が早い公告を請求したために出願が公衆の利用に供された場合は、訂正又は追加をなす権原を有さない。

第 69 条 優先権書類

第 68 条によって優先権が主張された場合は、出願人は、特許協力条約に基づく規則の規則 17.1(a)に従いノルウェー工業所有権庁又は国際事務局へ優先権書類を提出しなければならない。

ノルウェー工業所有権庁が優先権書類を発行する場合は、出願人は、特許協力条約に基づく規則の規則 17.1(b)により書類を国際事務局へ送達することをノルウェー工業所有権庁に請求することができる。優先権書類が電子登録簿からノルウェー工業所有権庁に利用可能な場合は、出願人は、ノルウェー工業所有権庁が電子的に優先権書類を国際事務局へ送達することを請求することができる。出願人はまた、電子登録簿から国際事務局に利用可能な優先権書類をノルウェー工業所有権庁に送達することも請求することができる。

第 70 条 寄託された生物学的材料についての情報

生物学的材料が寄託された場合は、出願人は、生物学的材料が寄託された機関及び当該機関が生物学的材料に付与した参照番号が出願において提供されていない場合は、この情報を国際事務局に書面により提供しなければならない。この情報は、出願日より又は優先権主張日より 16 月以内に提出されなければならない。出願人が特許協力条約第 21 条(2)(b)により国際出願の早期公開を請求する場合は、この情報は、公開請求と同時又はその前に提供されなければならない。

第 71 条 規則の国際出願への適用

この章に別段の定めがある場合を除き、本規則におけるその他の規定は、第 11 章の規定を除き、特許法第 31 条により国内段階に移行する又は特許法第 38 条による処理のために受理された国際出願にも適用する。

第 72 条 国内段階への移行又は国際出願の検査についての言語

国際出願がノルウェー語又は英語以外の言語で作成された場合は、特許法第 31 条により出願が国内段階に入る場合又は特許法第 38 条に従って検査の請求がなされる場合には、ノルウェー語又は英語への翻訳文が提出されなければならない。第 5 条が適用される。国際出願の一部のみがノルウェーにおいて国内段階に入る場合は、ノルウェー工業所有権庁は、出願のそ

の部分のみが翻訳されることを決定することができる。この場合、出願人は、翻訳がなされていない部分の特定とその部分が除かれた理由を明瞭に記載する宣言書を提供しなければならない。

第 73 条 複数の発明から構成される国際出願の分割

出願人が、国際出願に陳述された単独の発明の保護を求める場合は、出願は第 22 条によって分割されなければならない。特許法第 36 条第 1 段落によって追加手数料が納付された場合でも、新たな出願手数料を納めなければならない。

第 74 条 国際事務局への届出

国際出願が特許法第 31 条により国内段階に移行し、かつ、当該移行期限到来の場合に、ノルウェー工業所有権庁が国際事務局による当該出願受領の旨を登録していない場合は、ノルウェー工業所有権庁はこれを国際事務局に通知する。

第 75 条 国内段階に入る国際出願の要約書及び基礎書類等

優先権の基礎として依拠される出願の写しが国際事務局に提出された場合に、これが特許協力条約に基づく規則の規則 17.2 による場合は、ノルウェー工業所有権庁は、写しとその翻訳文のみを請求することができる。

国際出願の国際調査機関によって承認された要約書がある場合は、その要約書は、出願がノルウェーで処理されるときに要約書として承認されなければならない。当該要約書がない場合は、ノルウェー工業所有権庁が要約書を決定する。第 11 条が当該要約書の決定に対して適用される。

特許法第 31 条によって国内段階に移行する国際出願であってノルウェー語又は英語であるものについては、特許法第 31 条によって提出された図面を付した説明書と特許クレームの写しが基礎書類とみなされる。国際出願の国内段階への移行について翻訳文が求められる場合は、特許法第 31 条によって提出された図面を付した説明書と特許クレームの翻訳文が代わりに基礎書類とみなされる。第 77 条に定める期限内に翻訳文に対する補正がなされた場合は、補正された翻訳文が基礎書類とみなされる。第 77 条によって期限到来前に特許が特許所有者の同意を得て付与された場合は、図面を付した説明書と特許クレームが特許の付与日でのその形で基礎書類とみなされる。出願が第 77 条によって定める期限到来前に拒絶された場合も同じことが適用される。

第 4 条が、特許法第 38 条による処理について受理される出願において基礎書類とみなされるものに対して適用される。

第 76 条 国際出願の新規性調査

出願が国際予備特許性調査の対象であり予備特許性報告書がノルウェー工業所有権庁に提出されている場合は、第 30 条は適用されない(特許法第 69 条第 3 段落第 2 文参照)。

国際出願についての事実問題に関する見解書は、第 77 条に定める期限到来前には出願人の同意なく提出することはできない。

第 77 条 国際出願に関する最初の決定の期限

ノルウェー工業所有権庁は、出願人が請求しない限り、国際出願(特許法第 34 条参照)を特許法第 31 条第 1 段落に定める期限到来の 4 月後まで決定することはできない。

第 78 条 特許法第 38 条による検査の期限

特許法第 38 条により検査を請求するための期限は、特許法第 38 条第 1 段落による決定の通知が出願人に送付されてから 2 月である。特許協力条約第 25 条(1)が適用される。

第 13 章 補充的保護証明書

第 79 条 定義

次の定義がこの章で適用される。

- (1) 証明書とは、医薬品又は植物保護製品の補充的保護証明書をいう。
- (2) 医薬品規則とは、欧州経済地域設立協定 (EEA 協定) の付属書 XVII 第 6 条 (EEA 協定に対応した医薬品の補充的保護証明書の創設に関する 1992 年 6 月 18 日理事会規則 (EEC) No. 1768/92) をいう。これには同協定第 1 議定書及び協定で他に規定する改正及び追加を含む。
- (3) 植物保護製品規則とは、EEA 協定の付属書 XVII 第 6a 条 (植物保護製品の補充的保護証明書の創設に関する 1996 年 7 月 23 日欧州議会及び理事会規則 (EC) No. 1610/96) をいう。これには、同協定第 1 議定書及び協定一般による改正及び追加を含む。

第 80 条 証明書の申請

付属書を付した証明書の申請は、別個の出願様式でノルウェー工業所有権庁に提出しなければならない。出願人は、印刷文字で様式及び付属書に記入しなければならない。申請書は、出願人又はその代理人によって署名されなければならない。第 2a 条の規定が適用される。出願人が他の欧州経済地域加盟国において同一の製品についての証明書を申請する場合は、出願人は、医薬品規則第 8 条又は植物保護製品規則第 8 条によって申請に開示されなければならない情報に加え、出願番号及び出願当局を記載しなければならない。

申請はノルウェー語又は英語で作成されなければならない。申請の付属書がノルウェー語以外の言語で記載されている場合は、翻訳文を同封しなければならない。ノルウェー工業所有権庁は翻訳文が翻訳者によって認証されるか又はその他ノルウェー工業所有権庁が認める方法で承認されることを求めることができる。また、ノルウェー工業所有権庁は、翻訳文の提出義務を免除することができる。

証明書が複数の申請人に共同で申請され、出願人の 1 がすべての申請人の代理人で通知を受けることを許されている場合は、これが申請に記載されなければならない。

第 81 条 証明書の申請の補正

証明書の申請は、他の製品又は別の原特許について証明書を申請するように補正することはできない。

第 82 条 出願の処理についてのノルウェー工業所有権庁の情報等

ノルウェー工業所有権庁は、医薬品規則第 3 条 (c) 又は植物保護製品規則第 3 条 (1) (c) の要件が遵守されていることを点検するために証明書の登録簿を審査する。

医薬品の補充的保護証明書を発行する前に、ノルウェー医薬局から医薬品規則第 3 条 (b) にいう販売許可がその製品をノルウェーで医薬品として販売するために付与される最初のものである旨の確認が得られていなければならない。植物保護製品の補充的保護証明書が発行される前に、ノルウェー食品安全庁から植物保護製品規則第 3 条 (1) (b) にいう販売許可がその製品をノルウェーで植物保護製品として販売するために付与される最初の許可である旨の確認が得られていなければならない。

特許法第 15 条第 1 段落及び第 3 段落並びに第 16 条が、医薬品規則第 10 条(3)及び植物保護製品規則第 10 条(3)に定める期限に対して適用される。

第 27a 条第 1 段落が証明書の申請出願の処理に適用される。

第 83 条 証明書の内容

証明書は、第 44 条(1)から(12)までに定める情報を含まなければならない。

補正された証明書は、第 54 条に定める情報を含まなければならない。

第 84 条 有効期間の変更の請求

何人も、発行された証明書の有効期間の変更についてノルウェー工業所有権庁へ請求書を提出することができる。請求書には、次の内容を含まなければならない。

- (1) 請求人の名称及び住所
- (2) 証明書番号又は原特許番号についての情報
- (3) 請求の基礎となる理由

ノルウェー工業所有権庁は、第 1 段落の要件を遵守していない請求を拒絶しなければならない。

請求が、証明書の所有者以外の者によってなされた場合は、第 37 条が適用される。

有効期間が変更された場合は、ノルウェー工業所有権庁は、新たな証明書を発行し、請求人に通知し、これを登録簿に記入する。有効期間が変更されない場合は、ノルウェー工業所有権庁は、これを請求人に通知する。通知は、ノルウェー工業所有権庁の審判部に提起される審判請求手続の要件及び請求人が請求を維持することを希望するか否かの照会についての情報を含まなければならない。

第 2a 条及び特許法第 24 条第 7 段落が適用される。

第 85 条 審判請求の権利

証明書の申請が拒絶又は棚上された場合は、申請人は、ノルウェー工業所有権庁の審判部に審判請求することができる。特許法第 27 条第 1 段落及び第 2 段落が適用される。

証明書の有効期間変更の請求の拒絶は、ノルウェー工業所有権庁の決定を不利に受けた者が請求拒絶の通知を受領したときから 2 月以内に次のとおりとする場合は、ノルウェー工業所有権庁の審判部によって審査される。

- (1) 当事者が請求を維持している旨をノルウェー工業所有権庁に書面で通知する。
- (2) 所定の手数料を納付する。

特許法第 22 条第 5 段落及び第 6 段落が、ノルウェー工業所有権庁の審判部に提出される書類に対して適用される。

第 86 条 訴訟

ノルウェー工業所有権庁が証明書の申請を拒絶する場合は、申請人は、その決定を裁判所へ提訴することができる。特許法第 27 条第 3 段落が適用される。

ノルウェー工業所有権庁の審判部が証明書の有効期間の変更についての請求を拒絶した場合は、証明書の所有者は、決定の通知が当該証明書の所有者に送付されたときから 2 月以内に裁判所へその決定を提訴することができる。訴訟提起の期限は、通知に記載されなければな

らない。証明書の所有者以外の者は、証明書の有効期間を変更する請求を拒絶する決定を裁判所に提訴することはできない。

何人も、発行された証明書を無効と宣言させるために裁判所へ訴訟を提起することができる。無効の訴訟を提起する者は、これを同時にノルウェー工業所有権庁に通知しなければならない。特許法第 64 条が適用される。

第 87 条（廃止）

第 14 章 植物品種の定義。農業免責

第 88 条 植物品種の定義

特許法及び本規則において、植物品種とは、知られる最下位の単一植物分類内の何らかの植物群であって、次のとおりのものを意味する。

(1) 与えられた遺伝子型又は遺伝子型の組合せから生じる特徴の表現で定義することができるもの

(2) 前記の特徴の少なくとも 1 の表現によって他の植物群から識別することができるもの、及び

(3) 変更されずに繁殖することへの適性において一単位と考えることができるもの

第 1 段落(1)による特徴の表現は、可変の程度が遺伝子型又は遺伝子型の組合せから生じる限り、同一種の植物品種の構成要素の間で不変又は可変とすることができる。

第 89 条 植物繁殖材料を使用する権利

特許法第 3b 条第 1 段落による植物繁殖材料を使用する農業者の権利は、次の品種に限り適用される。

(1) 飼料植物 : *Cicer arietinum* L. (ヒヨコマメ), *Lupinus luteus* L. (イエロールピナス), *Medicago sativa* L. (アルファルファ), *Pisum sativum* L. (エンドウ), *Trifolium alexandrinum* L. (クローバー), *Triforium resupinatum* L. (ペルシャクローバー), *Vicia faba* (ソラマメ) 及び *Vicia sativa* L. (オオカラスノエンドウ)

(2) 穀類 : *Avena sativa* (オート麦), *Hordeum vulgare* L. (大麦), *Oryza sativa* L. (コメ), *Phalaris canariensis* L. (カナリアサード), *Secale cereale* L. (ライ麦), *X Triticosecale* Wittm. (ライ小麦), *Triticum aestivum* L. emend. Fiori et Paol. (小麦), *Triticum durum* Desf. (デュラム小麦) 及び *Triticum spelta* L. (スペルト小麦)

(3) ポテト類 : *Solanum tuberosum* (ジャガイモ)

(4) 油脂及び繊維植物 : *Brassica napus* L. -partim- (ナタネ), *Brassica rapa* L. -partim- (ノハラガラシ) 及び *Linum usitatissimum* (亜麻仁)

第 90 条 特許法第 3b 条第 1 段落による権利行使手数料

繁殖材料が小規模農場で使用される場合は、特許法第 3b 条第 1 段落による権利行使手数料は納付する必要がない。小規模農場とは、次の農場である。

(1) 農業者がポテト類以外の植物を栽培する面積の大きさに拘らず、収穫当りポテト類 185 トンを生産するのに必要な面積を超える面積でポテト類を栽培しない。

(2) 農業者が飼料植物以外の植物を栽培する面積の大きさに拘らず、収穫当り穀物 92 トンを生産するのに必要な面積を超える面積で 5 年の期間を超えて飼料植物を栽培しない。

(3) 農業者が他の植物を栽培する面積の大きさに拘らず、第 89 条にいう他の植物品種を収穫当り穀物 92 トンを生産するのに必要な面積を超える面積で栽培しない。

その他の農業者は、権利所有者に合理的な手数料を支払わなければならない。その額は、同一面積で同種類の繁殖材料を生産するライセンスに請求される額よりも大幅に低い。別段の合意がない場合は、手数料は本段落第 1 文にいう種類のライセンスに請求される金額の 50% に対応する。

農業者は、特許法第 3b 条第 2 段落により種畜その他の動物繁殖材料の使用手数料を支払う必要はない。

第 91 条 情報開示業務

別段の合意がある場合を除き、農業者は、請求があれば、特許法第 3b 条第 1 段落による農業免責の適用(本規則第 90 条及び第 89 条参照)についての、及び第 90 条第 2 段落による手数料賦課についての要件が遵守されているか否かを決定するために関連する情報を権利所有者に提供しなければならない。提供される情報は、次のものを含まなければならない。

- (1) 特許法第 3b 条第 1 段落に従って農業者が使用した可能性のある植物繁殖材料の数量
- (2) 農業者の収穫した製品を基礎として農業者のために植物繁殖材料を生産した可能性がある企業(加工企業)

別段の合意がある場合を除き、加工企業は、請求があれば、加工企業が農業者のために加工処理した可能性のある収穫された製品の数量についての、及び収穫された製品を基礎として生産された植物繁殖材料の全数量についての情報を権利所有者に提供しなければならない。情報を請求する権利は、現在の生産年度及び過去 3 年の情報に限り適用される。

第 15 章 特許事案の倫理委員会

第 92 条 助言の請求

特許法第 1b 条が出願の受理を妨げるか否か又は特許が本規定に違反して付与されたか否かについてノルウェー工業所有権庁が疑義を有する場合は、ノルウェー工業所有権庁は、特許事案倫理委員会からの助言を請求しなければならない(特許法第 15a 条, 第 25 条第 3 段落及び第 52d 条第 1 段落第 2 文参照)。

助言の請求は、書面によるものとし、請求がなされる理由が述べられなければならない。ノルウェー工業所有権庁は請求の写しを手続の当事者に送付し、当事者は書面による見解を特許事案倫理委員会へ提出する 1 月の期限を与えられる。期限は、合理的と判断される場合は、ノルウェー工業所有権庁又は倫理委員会が延期することができる。

第 93 条 倫理委員会の組織

特許事案倫理委員会は、5 人の委員とその各委員代理から構成される。倫理委員会は、科学技術研究倫理国家委員会(NENT)の下部委員会として組織される。

倫理委員会の委員及び委員代理は、倫理委員会の委員長を含め、研究倫理国家委員会の指名を経て、教育研究大臣によって任命され任期 4 年とする。何人も連続 2 期を超えて倫理委員会の委員を務めることはできない。

委員又は委員代理は、自己の請求によって又は委員としての重要な背任の場合は、任期満了前に教育研究大臣によって任務を解かれることがある。

第 94 条 倫理委員会の手続規則

特許事案倫理委員会に提起される事案は、倫理委員会の委員長が、事案の内容に基づいて、委員 3 人で十分であると判断しない限り、倫理委員会の全会で審理されなければならない。倫理委員会の委員は共同の助言を提供するように努力しなければならない。助言は書面により理由を付した陳述でなければならない。

倫理委員会の助言は、手続当事者への写しを付してノルウェー工業所有権庁に送付され、手続当事者は見解書をノルウェー工業所有権庁に提出する 1 月の期限を与えられる。期限は、合理的と判断される場合は、ノルウェー工業所有権庁が延期することができる。

第 95 条 書類を閲覧する権利

特許事案倫理委員会の事案における書類は、ノルウェー情報自由法によって保護されるが、疑義がある場合は、倫理委員会の事案における書類は、ノルウェー工業所有権庁の書類と同時の場合に限り公衆の利用に供される(特許法第 22 条第 1 段落から第 3 段落まで参照)。ノルウェー行政法第 13 条による守秘義務は、特許法第 22 条第 1 段落から第 3 段落までによって事案の書類が公衆の利用に供された後は、発明に関する情報には係わらない。

第 16 章 強制ライセンスと消尽

第 96 条 強制ライセンスの請求

特許法第 50a 条によってノルウェー競争庁へ強制ライセンスの請求を提出する何人も、請求に応じて、ノルウェー競争庁へ 10,000 ノルウェークローネの手数料を納付しなければならない。手数料がノルウェー競争庁の定めた期限内に納付されない場合は、強制ライセンスの請求は却下される。

第 97 条 製品を製造輸出するための強制ライセンス

第 98 条の要件が遵守されている場合は、ノルウェーにおける医薬品の生産者は、請求により、特許法第 47 条によって医薬品を製造し、かつ、当該生産者にその製品の提供を請求している適格な輸入国へ輸出する強制ライセンスを付与される。適格な輸入国とは、次の要件を満たす国又は税関地域である。

(1) 国又は地域が、当該時期における国連の分類によって後発発展途上国又は地域であるか又は WTO の 2003 年 8 月 30 日の総会決定付属書(WTO 医薬品決議)に従って製造能力が不十分である。

(2) その国又は地域が、WTO 医薬品決議の第 1 項(b)及び第 2 項(a)によって WTO の TRIPS 理事会に通知している。

当該国が WTO 協定の加盟国でない場合は、第 1 段落(2)の通知は、ノルウェー外務省に対して行われなければならない。

第 98 条 製品を製造輸出するための強制ライセンスの要件

第 97 条により強制ライセンスは、次の要件が遵守されている場合に限り付与される。

(1) 特許法第 49 条第 1 段落によって求められる限り、ノルウェーにおいて契約によって合理的な取引条件でライセンスを取得するために努力がなされた。

(2) 製品が WTO 医薬品決議の第 1 項(a)に係わっている。

(3) 第 97 条に定める通知に記載されるように、当該国の健康目的での製品への現在の必要に応じるために製品が適格な輸入国への輸出のために排他的に製造される。

(4) 適格な輸入国において発明が特許によって保護されていないか又は適格な輸入国が 1994 年 4 月 15 日の知的所有権の貿易関連の側面に関する協定(TRIPS 協定)第 31 条及び WTO 医薬品決議によって強制ライセンス付与をしているか又は取得の手続を約束している。

特許法第 49 条第 1 段落によって何が合理的な取引条件を構成するかを評価するとき、かつ、特許法第 50 条第 2 段落によって納付する手数料を決定するときは、輸入国にとっての発明実施の経済価値が考慮されなければならない。

強制ライセンス付与のための更に詳細な条件及び要件は、ライセンス付与の決定において賦課することができる(特許法第 50 条第 2 段落参照)。これには、次のものを定める条件及び要件が含まれる。

(1) 包装及び容器が、特許所有者自身により又は特許所有者の同意を得てノルウェー又は他の国で販売に供されている製品の包装及び容器から明瞭に識別することができること

(2) 医薬品が WTO 医薬品決議によって指定輸入国への輸出のためにノルウェーにおいて強制ライセンスを基礎として製造されたことが明白に示されるように製品がラベリングされるこ

と

(3) 強制ライセンスのライセンシーが、製品が強制ライセンス付与の条件及び要件(第1段落(3)参照)に合致しない目的でかなりの程度まで使用されていることを知る場合は、製造及び輸出が停止されること

第 99 条 製品の製造輸出するための強制ライセンスの付与の通知

管轄裁判所又はノルウェー競争庁は、WTO 医薬品決議の第 2 項(c)に従って強制ライセンスについて TRIPS 理事会へ通知する。当該国が WTO 協定の加盟国でない場合は、通知は、ノルウェー外務省へなされる。

強制ライセンスのライセンシーは、WTO 医薬品決議の第 2 項(b)(iii)の明細に従って自己のウェブサイトに情報を載せなければならない。

第 100 条 個々の欧州経済地域加盟国において販売された医薬品についての限定された消尽

特許所有者は、特許保護又は補充的保護証明書の特許の申請がノルウェーにおいてなされた(特許法第 3 条第 3 段落(2)参照)時期に、ブルガリア、エストニア、クロアチア、ラトビア、リトアニア、ポーランド、ルーマニア、スロバキア、スロベニア、チェコ共和国又はハンガリーにおける医薬品について当該保護を取得することができない場合は、当該国において特許所有者自身により又は特許所有者の同意を得て市場に供された特許医薬品のノルウェーにおける実施を拒絶することができる。

第 1 段落によって特許医薬品をノルウェーへ輸入することを望む何人も、販売ライセンスの申請前 1 月以内に特許所有者又はその権原承継人に通知しなければならない(医薬品に関する 1999 年 12 月 22 日の規則 No. 1559 第 4-8b 条参照)。

第 17 章 雑則

第 101 条 航空機用の交換部品及び付属品

航空機用の交換部品及び付属品は、特許の存在に拘らず、ノルウェーへの輸入が認められ、1944 年 12 月 7 日国際民間航空条約(シカゴ条約)の加盟国であり、工業所有権の保護に関する 1883 年 3 月 20 日のパリ条約の加盟国であるか、又はシカゴ条約加盟国である他国の国民がなした発明を承認しパリ条約の保護と実質的に同一である保護を当該発明に対して提供する特許法制を有する加盟国である外国で登録された航空機の修理のためにノルウェーで使用することができる。

第 102 条 書類の様式、出願日、期限及び手数料

ノルウェー工業所有権庁の手数料等規則に従って、出願及びその他の書類は、書面又は電子的に提出することができる。期限、手数料及び期限が中断する旨の書類が提出されたときみなされる時期に関する諸規定は、ノルウェー工業所有権庁の手数料等規則において定められる。

第 103 条 特許所有者との連絡用の住所

第 2a 条は、特許所有者と医薬品又は植物保護製品についての補充的保護証明書の所有者との連絡に適用される。

第 104 条 提出された模型

提出された模型は、出願期間、特許存続期間及び特許満了後 5 年間までを通じ、ノルウェー工業所有権庁において保管される。

提出された模型は、事案書類とみなされ、公衆の何人もノルウェー工業所有権庁においてこれら模型を閲覧する権原を有し、実務的に可能な限り、適切な手段によってその複製又は絵を入手する権原を有する。

提出された模型は、特許性の評価にとって重要でない場合に限り返却を請求することができる。模型がノルウェー工業所有権庁に提出され所有者が第 1 段落に定められた期限前に返却されることを請求していない場合は、ノルウェー工業所有権庁がこの模型についての処分を決定する。

第 105 条 後の書類の言語要件

付与された特許に関する書類は、異議申立手続、行政審理又は審判請求手続における書類を含め、ノルウェー語、デンマーク語又はスウェーデン語で作成されなければならない。行政特許限定手続に関する書類は、限定申立に係わる特許が英語で作成された場合には、第 1 文に言及される言語に加えて、英語で作成することができる。書類が別の言語で作成された場合、ノルウェー工業所有権庁又は工業所有権審判部は、ノルウェー工業所有権庁又は工業所有権審判部が定める期限内にノルウェー語への翻訳文を提出するよう求めることができる。ノルウェー工業所有権庁又は工業所有権審判部は、政府が認定する翻訳者によって翻訳文が認証されることを要求することができる。

ノルウェー工業所有権庁又は工業所有権審判部は、個々の事案において第 1 段落に定める言語とは別の言語を容認することができる。

第 105a 条 特許性に関する見解書の使用に関する協力

ノルウェー工業所有権庁は、一方の特許機関が特許性を宣言したクレームに関する範囲において、当該特許機関から受領した出願を他の一方の特許機関が優先的に処理する協力関係を他の特許機関と構築することができる。

第 106 条 施行等

本規則は 2008 年 1 月 1 日に施行する。この日より、特許法の 1996 年 12 月 20 日規則 No. 1162 及び特許法と特許規則を改正する 1996 年 12 月 23 日規則 No. 1263 は廃止する。

1997 年 1 月 1 日より前に閲覧のために公衆の利用に供される旨を決定された出願の処理は、1997 年 1 月 1 日まで適用された手続規則によって終結する。